ダイオキシン類水質検査仕様書

１．業務名

ダイオキシン類水質検査

２．目的

本調査は、水道水の安全性を確認するため、原水及び浄水のダイオキシン類の試料採取及び分析を委託するものである。

３．業務期間

契約日～令和９年３月３１日のうち、発注者が指定した期間

４．採水場所と採水数

大和郡山市額田部北町1038番地　昭和浄水場　(3か所)

大和郡山市椎木町493（1か所）　合計４か所４検体

５．計画書等の作成

受注者は契約締結後、調査実施計画書を作成し、全体作業管理責任者及び現場責任者の氏名及び連絡方法、調査方法、調査時の緊急連絡先とともに、直ちに発注者へ報告すること。

６．試料採取方法

（１）厚生労働省健康局水道課 「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル」 改訂版（平成１９年１１月）（以下、「調査マニュアル」という。）に従って行うこと。

（２）採水は受託者自らが行い、採水専用の試料採取装置を用いること。

７．分析方法

分析方法は調査マニュアルに従うこと。

８．分析対象物質

（１）ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）は、４塩素化体～８塩素化体及び 2,3,7,8 位塩素置換異性体とする。

（２）ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）は、４塩素化体～８塩素化体及び 2,3,7,8 位塩素置換異性体とする。

（３）ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCBs）は、１２種類とする。
※各塩素化物の濃度と総和及びTEQ 毒性評価換算も含め、報告すること。

９．施設、電力等の提供

発注者は、本委託契約に基づく業務の実施に際し、施設、電力、水道、ガスなどをその使用場所で 受注者に無償で提供するものとする。

受注者は、必要があれば、事前にその状況を確認すること。

１０．守秘義務

本業務の実施によって知り得た分析結果等の事項に関して、守秘義務を負うものとする。

１１．検査結果の報告及び提出書類

（１）受注者は分析結果を示す計量証明書を書面で提出すること。現場写真等を含む報告書、品質保証（ ＱＡ ）／品質管理（ＱＣ）及び内部精度管理報告書はＣＤ－Ｒ形式で提出すること。ＱＡ／ＱＣ及び内部精度管理報告書の詳細については、調査マニュアルに従うものとする。

（２）検査の結果が、目標値（1pgTEQ/L（暫定））の10分の１を超えた場合は、速報として速やかにその旨を報告すること。

（３）業務終了後、速やかに完了届を提出すること。

（４）完了検査終了後、速やかに請求書を提出すること

１２．その他

本仕様書に明記なき事項または疑惑が生じた場合は、監督員と協議のうえ、決定するものとする。